

# 官報 号外

平成二十一年六月五日

## ○第一百七十一回 参議院会議録第二十七号

平成二十一年六月五日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成二十一年六月五日

午前十時開議

第一 バイオマス活用推進基本法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、農地法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、食品安全委員会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、預金保険機構理事、労働保険審査会委員、中央社会保険医療協議会委員及び運輸審議会委員の任命について、本院の同意を求めまいりました。

これより採決をいたします。

まず、食品安全委員会委員に吉川泰弘君を任命することに採決をいたします。

平成二十一年六月五日 参議院会議録第二十七号

国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 農地法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

百

反対

百二十五

よって、同意しないことに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、食品安全委員会委員に小泉直子君を、預金保険機構理事に田邊昌徳君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成 二百二十一  
反対 七  
よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、食品安全委員会委員に長尾拓君、廣瀬雅雄君、野村一正君、畑江敬子君及び村田容常君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に中村晶子君を、預金保険機構理事に波多野睦夫君を、労働保険審査会委員に伊藤博元君を、中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君及び森田朗君を、運輸審議会委員に松田英三君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十八

反対

〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、預金保険機構理事に井上美昭君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十四

反対

五

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) この際、日程に追加して、農地法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。石破農林水産大臣。

〔國務大臣石破茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(石破茂君) 農地法等の一部を改正する法律案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっております。このため、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくことが求められております。

しかしながら、農業従事者の減少、高齢化等が進む中で、我が国の農地については、耕作放棄地の増加に歯止めが掛からない現状にあります。また、経営する農地が分散している状態にある中

で、転用期待等により農地価格が農業生産による収益に見合う水準を上回る傾向にあるなど、効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあります。

このような農地をめぐる課題を克服し、将来にわたって食料の安定供給を確保していくため、我が国農地制度を抜本的に見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地法の一部改正であります。

同法の目的について、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とするとの考え方を、農地の効率的な利用を促進する考え方に改めるとともに、農地について権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ旨を明確にすることとしたしております。

こうした考え方の下、農地を優良な状態で確保していくため、国又は都道府県が行う農地転用について法定協議制度を導入するとともに、農地の違反転用に関する行政代執行制度の創設と罰則の強化を行うなど、農地の転用規制を見直すこととしたしております。

また、農地の有効利用を促進するため、地域における農業の取組を阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合に許可基準を緩和することとするほか、農業生産法人要件について出資制限の見直しを行うこととしております。さらに、遊休農地に関する措置を拡充することとしたしております。

第二に、農業経営基盤強化促進法の一部改正であります。

農地のより効率的な利用に向け、その集積を一層促進するため、市町村の承認を受けた者が、農地の所有者からの委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うことを内容とする農地利

用集積円滑化事業を創設するほか、農用地利用集積計画の策定の円滑化、特定農業法人の範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

第三に、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正であります。

優良な農地の確保を確実なものとするため、国及び都道府県が、それぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを法律上明確にしつつ、国は、その達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、内容を示すに必要な措置を講ずるよう求める仕組みを整備することとしております。

第四に、農業協同組合法の一部改正であります。

農地の貸借についての規制の見直しに伴い、農業協同組合自らが、農地の貸借により農業経営を行うことができることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院におきまして、農地法の目的規定において、農地が地域における貴重な資源であること、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえること等を明確化するとともに、農業生産法人以外の法人による農地の貸借等の設定の許可については、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う農業に常時従事すると認められることを必要とする等を内容とする修正が行われております。

以上、農地法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

(主賓了君登壇、拍手)

○主賓了君 民主党の主賓了であります。

ただいま議題となりました農地法等の一部を改正する法律案に対して、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して質問いたします。

様々な数値を見ますと、誠に残念ではありますが、日本の農業は間違いなく衰退していると言わざるを得ません。この認識の下に質問をいたします。

今、日本農業再生のために私どもがやるべきことは、日本に合った農業を展開することであり、食料の生産はもちろんのこと、伝統文化や食文化の継承、豊かな自然を守り、あるいは国土の保全や災害の防止をも担う、すそ野が広く層の厚い多様な担い手による農業の展開を図ること、すなわち、政府の言う一定規模以上の農家に限定することなく、多様な担い手による農業の展開を図ることであると考えます。

石破大臣は、WTO農業交渉などで多様な農業の共存を主張されています。農産物輸出国からの一律自由化の要求に対して、食料輸入国日本として国益を損なうことのない対応が認められてしかるべきとの主張であると思っております。

日本の一戸当たりの耕地面積は、EUの九分の一、米国の九十九分の一、オーストラリアの千八百六十二分の一と格差があります。日本の国土は狭小、そして急峻です。欧米の大規模農業だけを目指すのではなく、WTOにおける欧米に対する主張同様、国内においても日本の国土に合った独自スタイルの農業こそ目指すべきものであると考えます。日本の国土に合った独自スタイルの農業の展開について、石破大臣、伺います。

さて、米の生産調整について、石破大臣は報道番組等では踏み込んだ発言をされています。しかし、国会など公の場では、廃止か存続か、選択制かその他の道か、この重要問題について、農政トップの石破大臣は何ら答えていない、うまくかわしているという印象です。農家は混乱していま

す。ついでに、公のこの本会議で、米の生産調整をどのような理由から、どのように、いつまでに見直そうとしているか、石破大臣、伺います。

なお、民主党ネクスト農水大臣が公開討論を求めています。お考えはいかがでしょうか、併せて伺います。

さて、本題の農地法等の改正法案について伺います。

政府は、法案提出の背景として、限りある農地が有効に利用されていないことを挙げています。具体的には、耕作放棄地の増加に歯止めが掛からないこと、耕作する農地が分散して非効率なこと、農地転用の期待などが利用集積を阻んでいることであるとしています。

しかし、このほかにも、農産物の貿易自由化を進めたこと、あるいは働いても働いても所得が上らない不十分な所得対策などの原因も考えられます。ついでに、これまでの農業政策と農地政策をどのように分析、評価され、今後の法案提出に及んだのか、石破大臣、伺います。

農地法の目的規定の改正は、当初の政府原案では、農地制度の基本を所有から利用に再構築し、法人を農地の新たな受け手に位置付けようとするものであります。まさに農地法を根本から変えるものであり、かつ将来的には一般企業による農地の所有権の取得に道を開きかねない内容でありました。

衆議院の審議の中で、民主党は大幅な修正を求め、その結果、農地の権利の取得を促進すべき対象が耕作者であることが目的規定において明確にされたと考えています。

ついでに、農地法の目的規定の衆議院での修正の趣旨は、今後とも耕作者による農地に関する権利の取得が大原則であること、このことを確認したいと思えます。また、この場合の耕作者は、農作業従事要件を満たすことが必要であると

考えますが、改めて確認をしたいと思ひます。併せて伺ひます。

修正後の法案では、一般企業など農業生産法人以外の法人であつても、地主との間で農地を適正に利用してないといふと認められる場合に契約を解除する旨の契約がなされているとき、継続的かつ安定的に農業経営を行うとき、かつ法人の場合、業務執行役員の一人以上が農業に常時従事するとき、農地を借りることができるようになります。また、農地の貸借期間が二十年以内から五十年以内に大幅に延長されます。農地の流動化は進みます。

一方、企業等への長期の貸付けにより、貸し手農家の離農など集落機能の低下や農村の衰退を来すおそれがあります。このため、働けばそれに見合う所得を得ることができ、個々の農家で後継者が育つような所得補償などの所得対策を進めることが不可欠であります。

私は、農業者の所得対策を併せて講じなければ、農政が目指している農業、農村の再生は難しいと考えます。石破大臣、御所見を伺ひます。

次に、一般企業の農地取得について伺ひます。一般企業による農地の所有権取得について、農水省は、衆議院の審議を通じ、農地法改正法案第三条第二項第二号により法人の農地取得は農業生産法人に限定されること、あるいは農地から得られる収益が低い現状から、企業の農地所有二一ズは高くないとして、現段階ではあり得ないと答弁してあります。

しかし、今後の国内外の食料事情の急激な変化や、まじめに取り組む参入企業による営農実績の積み重ねを根拠として、一般企業に農地の所有権を認めるべきであるとの議論が起きる可能性はないとも限りません。

このような可能性を考慮してもまた、一般企業による農地の所有権取得はあり得ないとの認識に

変わりがないとすれば、基本方針たる食料・農業・農村基本法にその旨明記するべきと考えます。いかがでしょう。なお、一般企業は、同法及び食料・農業・農村基本計画に規定する担い手に該当するか否か、併せて伺ひます。

次に、耕作放棄地対策について伺ひます。

現行の一般企業の農地リース方式、特定法人貸付事業は、耕作放棄地の解消対策として行われております。今般の法改正でこの事業は廃止され、今後一般企業は、地域の限定なく農地を借りることが可能になります。その結果、より条件の良い農地に需要が集中し、耕作放棄地など条件の悪い農地はこれまで以上に引受手がいなくなるといふ事態が想定されます。石破大臣、いかがお考えでしょうか。

次に、農地転用について伺ひます。農地転用は、最近でも年間二万ヘクタールほどあります。四百六十万ヘクタールしかない農地がこれ以上減少しないよう転用規制を強化する必要があります。

今般の法改正では、農地法においては、公共用地への転用に関する事前協議制度の導入など、また、農振法においては、農用地区域から農地を除外する際の要件の追加など、農地転用の規制を強化してあります。

他方、現実の農地転用の許可は、二ヘクタールから四ヘクタールまでは都道府県の法定受託事務、二ヘクタール以下は都道府県の自治事務に整理されています。これらの農地転用の許可は、地方自治法に基づき約二割の市町村に委任され、さらに委任を受けた市町村の約九割が農業委員会に再委任している実態にあります。

食料・農業・農村基本法第二十三条で、農地の確保は国の責務とされています。このことから、面積にかかわらず、農地転用の許可は基本的に国の事務として再編し、農地転用の規制の強化と併

せ、厳格に運用するべきと考えます。石破大臣、御所見を伺ひます。

次に、農業委員会について伺ひます。

農業委員会は、市町村合併などで広域化し、農業委員一人当たりの農地面積が増大しています。加えて、行政改革や三位一体の改革による厳しい行政事情により、農業委員及び事務局職員の減少が顕著になつています。

今般の法改正により、農業委員会の業務は、農地の適正利用の調査や耕作放棄地対策を中心に、法令業務が大幅に増え、現在の体制のままで十分対応できるか懸念されます。現場の農業委員会も、組織の拡大や活動の強化が不可欠であると強ちに訴えています。

農業委員会が法改正によるすべての役割を的確に果たすためには、農地の確保は国の責務であるという基本的認識に立ち、国として、国の機関と同程度の体制を整備するべきであると考えます。については、農業委員会の現状についての御認識と農業委員会の体制整備についての御所見を、石破大臣、伺ひます。

今般の法改正では、農地利用集積円滑化事業を創設し、農地の所有者から委任を受け、所有者を代理して、担い手等に農地を面的に再配分することにしてあります。

先般、農林水産委員会で視察した静岡県磐田市の南部地域では、農業関係者が一体となつて取り組んだ結果、百九十八ヘクタールもの面的集積が実現したというところであります。しかし、このような先進地でも、高齢化と農地の引受手の確保が課題となつています。

加えて、米を中心に採算が取れない状況が続いています。一所懸命働いても、それに見合う所得が得られない、ゆえにやむを得ず後継者が離れていく、こんな現状であります。農地の出し手は多いが受け手は少ない、このような状況下で、新設

の農地利用集積円滑化事業、既存の農地保有合理化事業、加えて農地集積加速化事業、新年度の補正予算で農水省予算の約三分の一を占める三千億円が計上されています。それぞれの事業の役割と、これら事業により農地の面的集積がどの程度進むと見込んでおられるのか伺ひます。

以上で私の質問を終わります。

なお、御答弁が不十分な場合には、再質問させていただきますことを申し添えます。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇、拍手)

○国務大臣(石破茂君) 主賓議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日本の国土に合った独自のスタイルの農業の展開についてのお尋ねをちょうだいいたします。

我が国の農業は、狭隘で急峻な国土条件の中で、経営規模の拡大や生産性の向上を図つてまいりました。しかしながら、御指摘のように、欧米諸国の農業との経営規模の格差は依然として大きい状況にあります。このような中で、高齢化が進み規模拡大が緩やかで脆弱な生産構造となつております。土地利用型農業の構造改革を早急に進め、地域の実情に応じた形で意欲と能力のある担い手を育成し、こうした担い手が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する必要があります。

一方、経営規模の大小にかかわらず、農家が創意工夫を凝らし所得の向上を目指していくことも重要であります。農業生産において、新鮮さや品質などをセールのポイントに付加価値の向上に努めていただくことや、農産物の加工や直売などを通じて消費者二一ズに即した食料品を供給していただくことも重要であります。

こうした観点から、それぞれの地域で多様な農業を行う方々の創意工夫を生かした取組を支援するため、産地づくり交付金を活用した地域の特色

ある水田農業の展開、野菜、果樹、畜産・酪農など、新鮮さや品質など国産の強みを生かした営農展開、農業の生産基盤である農地や農業用水の整備、中山間地域等直接支払交付金による条件不利地域への支援など、きめ細かく総合的な施策を展開しております。

こうした取組を通じて、小規模農家や中山間地域の農家も含め、一人一人の農業者の持てる力を十分に引き出すことにより、国内農業の食料供給力を高めていきたいと考えております。

次に、米の生産調整についてのお尋ねであります。

米の消費量は昭和三十七年の半分に減少しております。今の国民の消費量であれば、水田の六割で生産が可能であります。このような状況の中、水田全体で主食用米を作れば、価格は下がり、農業で生活している大規模生産者の経営であっても成り立たなくなります。

他方、世界の食料需給が中長期的に逼迫するおそれがある中で、日本の自給率は四〇％となっており、水田の残り四割において自給率の低い大豆、麦等の生産を支援し、主食用米の需給バランスを取るとともに、自給率の向上につなげていく必要があります。これが生産調整であります。

このようにして我が国は生産調整を実施してまいりましたが、他方、我が国の米政策については、生産調整実施者に不公平感があり、農村に一種の閉塞感があること、水田農業の構造改革が遅れていること、大豆、麦等の戦略作物の作付けが定着、拡大しなかった面があることなどの論点がございます。

このため、現在行っておりますアンケート調査や第二次シミュレーションの結果を踏まえ、二十一年度からの水田フル活用の実施状況も検証しながら、生産調整実施者の不公平感が解消されること、担い手経営の安定、発展や農業経営者の創意

工夫につながることを、大幅な過剰在庫の発生を回避することを基本に、生産調整の在り方について検討してまいりたいと考えております。

具体的には、今月中にも再開される農政改革特命チームの議論の中で、第二次シミュレーションの結果を公表し政策の選択肢を示した上で、国民的な議論を喚起しながら検討を進め、夏をめどに農政改革の基本方向に関する中間取りまとめ案を取りまとめまいりたいと考えております。

なお、民主党の簡井信隆議員から私に対し、公開討論会開催の申入れがございました。私としても、簡井議員と意見交換をさせていただきました。この御連絡をいたしました。具体的な議論の進め方については現時点では決まっておりますが、各方面との整合も図りつつ、今後十分に簡井議員とも議論を行いながら、農政改革の検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、今回の法案提出の背景についてのお尋ねであります。

農業政策については、食料・農業・農村基本法並びにこの基本法に基づいて定められる食料・農業・農村基本計画を通じて実施しているところであります。しかしながら、我が国農業の状況を見ますと、農業従事者の高齢化、農地面積の減少、農業所得の減少など、人、物、金のあらゆる面で減少、低落傾向にあり、これに歯止めを掛け、我が国農業を持続可能なものとする農政改革が必要であります。

特に、農地政策については、現行の農地制度が前提としております農地改革が、農村の民主化という我が国の社会経済構造の大変革をもたらしたことを始めとして、戦後農政に大きな役割を果たしてきたことも事実であります。しかしながら、農業従事者の減少、高齢化等により耕作放棄地が増大するなど、現在では現行制度が当初予定していなかった重大な課題も生じております。

今回の農地法等の一部を改正する法律案は、このような農地をめぐる課題を克服し、将来にわたって食料の安定供給を確保していくため、我が国農地制度を抜本的に見直すとの考え方に立つものであります。具体的には、農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することとするものであります。

次に、農地法の目的規定についてのお尋ねであります。

政府原案における農地法の目的規定の改正は、改正後における農地法の内容全体をとらえ、法律の究極の目的、その目的を実現するための具体的措置や内容を整理し、条文化したものであります。しかしながら、今回の改正においても、農地の権利取得者は耕作者であるべきという考え方を何ら変更するものではありませんでした。衆議院における目的規定の修正は、このような考え方を明確に規定したものであると理解しております。

なお、耕作者の意味については、現行農地法においても、耕作の事業、すなわち農業を行う者であることは当然であります。必ずしも農作業に従事しなければならないとはなっておりません。次に、所得対策についてであります。

我が国農業は、遊休農地の増加、農地面積の減少、さらには農業所得の半減、高齢化などにより、産業としての持続可能性そのものが危うい状況になっていると認識しております。このような中で、農地については、これを確保し、最大限に活用する観点から、今回の農地制度の改正を行うものであります。

もちろん、農地制度の改正のみをもって農業、農村の再生が実現できるとは考えておりません。現在、政府におきましては、農業政策の抜本的な見直しを検討するため、農政改革関係閣僚会合を

設置し、今後の農政の在り方について議論を行っており、四月十七日には農政改革の検討方向が取りまとめられました。

この検討方向におきましては、今後の農政の主な検討項目と検討方向を示しておりますが、この中で、農業所得については、加工・業務用需要への対応、高付加価値化、生産・流通コストの低減等により、戦略的に所得の最大化を図る方策を検討することとしたしております。今後は、この方向に沿って、農業所得の問題を正面から受け止め、増大を実現する方向で検討を行います。

なお、このような産業政策としての農政と併せ、農業集落機能の低下に対応し、将来にわたって地域社会を維持していく事業を展開する地域マネジメント法人を育成することにも、農山漁村が本来有する自然環境の保全など様々な機能の向上を図る活動への支援についても検討いたします。

一般企業による農地の所有権取得についてであります。食料・農業・農村基本法は政策の基本方針を規定するものであり、実体的な規制は農地法などの個別法において規定するべきものであります。今回の法案では、法人の所有権取得については、農業生産法人に限定し、農業生産法人以外の法人については所有権の取得は認めないことを法文上も明確に規定をいたしております。

なお、一般企業であっても、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善に取り組む者であれば担い手として位置付けられます。このことは、現に農地を利用しない形で営農が行われている畜産等において、既に農業生産法人以外の法人が認定農業者の認定を受け、地域の担い手として活動している事例があることから明らかであります。

耕作放棄地対策についてはありますが、従来の特定法人貸付事業では、農業生産法人以外の法人が農業を行う地域について耕作放棄地等が相当程

度存在する区域に限定しておりました。今回の法案では、農地を利用する者の確保、拡大の観点から、このような農業の実施地域の制限を外します。

ただし、このような措置と併せて、条件の良い農地に借受けの需要が集中し地域の土地利用に混乱が生ずることのないよう、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせない新たな基準も設けることとしたしております。今回の改正では、農地について、貸借の形態であれば、農協や企業に加えNPO法人など多様な法人に参入の道が開かれることから、耕作放棄地の有効利用に資するものと考えております。

農地転用の規制強化、厳格な運用についてであります。食料・農業・農村基本法は二十三条で、国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、必要な措置を講ずると定める一方、三十七条で、国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるにつき、相協力すると定めております。この考え方に沿い、農地の確保については、国が法体系を整備し、具体的農地転用の許可事務を国と地方が規模に応じて役割分担をいたしております。

我が国の食料、農業をめぐる状況の中で、農業生産の重要な基盤である農地を確保する必要性は高まっており、確保に向け国もこれまで以上に積極的に役割を果たします。

このため、御審議いただいております農地法等の一部を改正する法律案について、農地転用の許可事務に係る国と地方との役割分担を従来どおり維持するとともに、都道府県又は市町村、農業委員会が農地転用許可制度について適正な運用を行っている場合に、国が都道府県に対して是正の要求を行うものとする制度を設ける等の措置を講じました。この改正を現場で十分に機能させて

いくため、農地行政を担う農林水産省、地方公共団体、農業委員会の関係者が、いま一度、農地を守るという原点に立ち返ってこれらの制度の執行に当たるよう強く意識改革の徹底を図ってまいります。

近年、市町村合併の進展等に伴い、農業委員会については、数だけではなく、農業委員、事務局の職員数も減少する一方、その活動区域は広域化しております。今回の法律改正により、従来からの農地の権利取得の許可等の業務に加え、遊休農地対策の業務が大幅に拡充されるなど、これまで以上に農業委員会は重要な役割を担います。

このため、今回御可決いただければ、改正に伴い拡大する業務についても農業委員会がその機能を十分発揮し、適切に執行できるよう、例えば、農地の利用集積等を推進することにより委員会の事務を事実上補助する者を拡充する等必要な措置を講じます。

最後に、農地利用集積円滑化事業等についてであります。今回の法案では、農地について、面的にまとまった形で担い手に集積することを促進するため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が農地の所有者から委任を受け、その者を代理して農地を貸し付ける仕組みとして農地利用集積円滑化事業を新たに定めることについてしております。

この仕組みは、農地を担い手に集積するため、一度農地の権利を取得し担い手に転貸、売却する農地保有合理化事業のように、農地の保有リスクを伴わないことから、市町村等としても取り組みやすく、これまで以上に円滑化されると考えております。

今回の補正予算におきましても、このような仕組みを活用し、面的集積につながる貸出しを行った農地所有者に対し、年間十アール当たり最高一

万五千円の交付金を最長五年分交付する事業を措置しております。この事業は、受け手にとつても、個々の貸し手ではなく仲介する組織と一元的に対応することとなり、その負担が軽減されるとともに、借入農地が一定規模の団地に面的にまとまることにより効率的な農作業が可能となり、生産性が大きく向上するものであります。

また、農地保有合理化事業については、農地の売渡し又は買入れを希望する農業者を中心として引き続きニーズはあるものと考えており、これについても推進をしてまいります。

なお、今回の農地集積加速化事業により、平成二十七年年度までに担い手に面的に集積しようとしている目標面積百万ヘクタールのうち半分であります五十万ヘクタールを集積しようとしております。

以上であります。(拍手)

○議長(江田五月君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(江田五月君) 日程第一 バイオマス活用推進基本法案衆議院提出を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長平野達男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(平野達男君登壇、拍手)

○平野達男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、

地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長遠藤利明君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)  
○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)  
○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十七  
賛成 二百二十七  
反対 〇  
よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)  
○議長(江田五月君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十分散会

出席者は左のとおり。

| 議長  |      | 副議長 |       | 議員 |      |
|-----|------|-----|-------|----|------|
| 江田  | 五月君  | 山東  | 昭子君   | 山下 | 芳生君  |
| 尾立  | 源幸君  | 富岡  | 由紀夫君  | 植松 | 恵美子君 |
| 大石  | 尚子君  | 今野  | 東君    | 川崎 | 稔君   |
| 芝   | 博一君  | 柳澤  | 光美君   | 水戸 | 将史君  |
| 神本  | 美恵子君 | 山根  | 隆治君   | 松野 | 信次君  |
| 池口  | 修次君  | 平野  | 達男君   | 藤谷 | 光信君  |
| 円   | より子君 | 長浜  | 博行君   | 井上 | 哲士君  |
| 西岡  | 武夫君  | 興石  | 東君    | 津田 | 弥太郎君 |
| 山下  | 八洲夫君 | 外山  | 斎君    | 藤本 | 祐司君  |
| 松本  | 新平君  | 大久保 | 潔重君   | 小池 | 晃君   |
| 糸数  | 慶子君  | 荒井  | 広幸君   | 榎葉 | 賀津也君 |
| 森田  | 秀央君  | 渡辺  | 秀央君   | 中村 | 哲治君  |
| 姫井  | 由美子君 | 横峯  | 良郎君   | 浅尾 | 慶一郎君 |
| 山田  | 俊男君  | 林   | 久美子君  | 一川 | 保夫君  |
| 室井  | 邦彦君  | 長谷川 | 憲正君   | 羽田 | 雄一郎君 |
| 長谷川 | 大紋君  | 鈴木  | 陽悦君   | 谷  | 博之君  |
| 主濱  | 了君   | 岸   | 宏一君   | 大石 | 正光君  |
| 自見  | 庄三郎君 | 森   | ゆうこ君  | 岡崎 | トミ子君 |
| 加治  | 屋義人君 | 大塚  | 耕平君   | 柳崎 | 直樹君  |
| 鈴木  | 寛君   | 林   | 芳正君   | 峰崎 | 直樹君  |
| 工藤  | 堅太郎君 | 小川  | 敏夫君   | 松浦 | 大悟君  |
| 藤末  | 健三君  | 蓮   | 鮎君    | 梅村 | 聡君   |
| 下田  | 敦子君  | 水岡  | 俊一君   | 徳永 | 久志君  |
| 小林  | 正夫君  | 喜納  | 昌吉君   | 米長 | 晴信君  |
| 藤原  | 正司君  | 小川  | 勝也君   | 金子 | 恵美君  |
| 福山  | 哲郎君  | 辻   | 泰弘君   | 相原 | 久美子君 |
| 直嶋  | 正行君  | 家西  | 悟君    | 大河 | 原雅子君 |
| 築瀬  | 進君   | 平田  | 健二君   | 田中 | 康夫君  |
| 吉川  | 沙織君  | 川田  | 龍平君   | 白  | 眞勲君  |
| 大江  | 康弘君  | 森田  | 高君    | 前川 | 清成君  |
| 渡辺  | 秀央君  | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 泉   | 信也君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 森   | まさこ君  |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 山本  | 博司君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 又市  | 征治君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 林   | 芳正君  | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 藤井  | 充君    |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 末松  | 信介君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 石井  | みどり君  |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 関口  | 昌一君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 小池  | 正勝君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 荻原  | 健司君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 小泉  | 昭男君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 鶴保  | 庸介君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 椎名  | 一保君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 北川  | イツセイ君 |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 松山  | 政司君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 衛藤  | 晟一君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 鈴木  | 政二君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 泉   | 信也君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 林   | 芳正君  | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 森   | まさこ君  |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 山本  | 博司君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 又市  | 征治君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 藤井  | 充君    |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 末松  | 信介君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 石井  | みどり君  |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 関口  | 昌一君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 小池  | 正勝君   |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 荻原  | 健司君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 小泉  | 昭男君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 鶴保  | 庸介君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 椎名  | 一保君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 北川  | イツセイ君 |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 松山  | 政司君   |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 衛藤  | 晟一君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 鈴木  | 政二君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 泉   | 信也君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 森   | まさこ君  |    |      |
| 林   | 久美子君 | 山本  | 博司君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 又市  | 征治君   |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 主濱  | 了君   | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 藤井  | 充君    |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 末松  | 信介君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 石井  | みどり君  |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 関口  | 昌一君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 小池  | 正勝君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 荻原  | 健司君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 小泉  | 昭男君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 鶴保  | 庸介君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 椎名  | 一保君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 北川  | イツセイ君 |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 松山  | 政司君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 衛藤  | 晟一君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 鈴木  | 政二君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 泉   | 信也君   |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 主濱  | 了君   | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 森   | まさこ君  |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 山本  | 博司君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 又市  | 征治君   |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 藤井  | 充君    |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 末松  | 信介君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 石井  | みどり君  |    |      |
| 林   | 久美子君 | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 関口  | 昌一君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 小池  | 正勝君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 荻原  | 健司君   |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 小泉  | 昭男君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 鶴保  | 庸介君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 椎名  | 一保君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 北川  | イツセイ君 |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 松山  | 政司君   |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 衛藤  | 晟一君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 鈴木  | 政二君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 泉   | 信也君   |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 森   | まさこ君  |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 山本  | 博司君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 又市  | 征治君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 藤井  | 充君    |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 末松  | 信介君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 石井  | みどり君  |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 関口  | 昌一君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 小池  | 正勝君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 荻原  | 健司君   |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 小泉  | 昭男君   |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 鶴保  | 庸介君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 椎名  | 一保君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 北川  | イツセイ君 |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 松山  | 政司君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 衛藤  | 晟一君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 鈴木  | 政二君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 泉   | 信也君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 森   | まさこ君  |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 山本  | 博司君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 又市  | 征治君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 藤井  | 充君    |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 末松  | 信介君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 石井  | みどり君  |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 関口  | 昌一君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 小池  | 正勝君   |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 荻原  | 健司君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 小泉  | 昭男君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 鶴保  | 庸介君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 椎名  | 一保君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 北川  | イツセイ君 |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 松山  | 政司君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 衛藤  | 晟一君   |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 鈴木  | 政二君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 松村  | 龍二君   |    |      |
| 自見  | 庄三郎君 | 吉田  | 博美君   |    |      |
| 岸   | 宏一君  | 泉   | 信也君   |    |      |
| 森   | ゆうこ君 | 吉村  | 剛太郎君  |    |      |
| 加治  | 屋義人君 | 谷川  | 秀善君   |    |      |
| 鈴木  | 寛君   | 矢野  | 哲朗君   |    |      |
| 林   | 芳正君  | 南野  | 知恵子君  |    |      |
| 工藤  | 堅太郎君 | 谷合  | 正明君   |    |      |
| 小川  | 敏夫君  | 森   | まさこ君  |    |      |
| 藤末  | 健三君  | 山本  | 博司君   |    |      |
| 下田  | 敦子君  | 佐藤  | 正久君   |    |      |
| 小林  | 正夫君  | 鰐淵  | 洋子君   |    |      |
| 藤原  | 正司君  | 又市  | 征治君   |    |      |
| 福山  | 哲郎君  | 二之湯 | 智君    |    |      |
| 直嶋  | 正行君  | 山本  | 香苗君   |    |      |
| 築瀬  | 進君   | 淵上  | 貞雄君   |    |      |
| 吉川  | 沙織君  | 愛知  | 治郎君   |    |      |
| 大江  | 康弘君  | 藤井  | 充君    |    |      |
| 渡辺  | 秀央君  | 若林  | 正俊君   |    |      |
| 横峯  | 良郎君  | 松村  | 祥史君   |    |      |
| 山田  | 俊男君  | 末松  | 信介君   |    |      |
| 林   | 久美子君 | 岸   | 信夫君   |    |      |
| 室井  | 邦彦君  | 塚田  | 一郎君   |    |      |
| 長谷川 | 憲正君  | 佐藤  | 信秋君   |    |      |
| 長谷川 | 大紋君  | 石井  | みどり君  |    |      |
| 鈴木  | 陽悦君  | 西田  | 昌司君   |    |      |
| 主濱  | 了君   | 関口  |       |    |      |

|        |    |        |    |       |        |    |        |    |        |       |        |        |        |    |        |    |        |        |    |        |    |        |        |        |        |        |        |    |        |    |       |        |        |        |                        |                       |                               |                                     |                                                   |                                                 |            |                               |            |                     |                                          |                                    |                                   |                    |                                             |                                                        |                                                                 |                                      |                                  |                                                 |                                         |                                          |                   |      |    |        |    |        |      |    |        |    |        |        |    |        |    |        |        |    |        |    |        |        |    |       |    |        |        |    |        |    |        |        |    |        |    |        |        |    |        |    |        |        |    |       |    |        |        |        |      |    |        |    |        |        |    |        |    |        |                    |                                  |                                         |                                                                 |                     |                           |                      |                                           |                                                                        |   |                    |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |       |       |      |       |       |       |       |
|--------|----|--------|----|-------|--------|----|--------|----|--------|-------|--------|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|--------|----|-------|--------|--------|--------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|-------------------------------|------------|---------------------|------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|------|----|--------|----|--------|------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|-------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|-------|----|--------|--------|--------|------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 文教科学委員 | 辞任 | 西田 昌司君 | 補欠 | 岸 宏一君 | 厚生労働委員 | 辞任 | 小林 正夫君 | 補欠 | 津田弥太郎君 | 岸 宏一君 | 西田 昌司君 | 丸川 珠代君 | 農林水産委員 | 辞任 | 佐藤 信秋君 | 補欠 | 吉川 沙織君 | 経済産業委員 | 辞任 | 津田弥太郎君 | 補欠 | 小林 正夫君 | 塚田 一郎君 | 鴻池 祥肇君 | 丸川 珠代君 | 坂本由紀子君 | 国土交通委員 | 辞任 | 米長 晴信君 | 補欠 | 石井 一君 | 坂本由紀子君 | 佐藤 信秋君 | 同日議長は、 | 次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。 | ・バイオマス活用推進基本法案(衆第二六号) | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 | クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号) | 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号) | 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一二二号) | 外交防衛委員会に付託 | 株式会社地産力再生機構法案(第百六十九回国会閣法第一四号) | 経済産業委員会に付託 | 同日次の本院提出案を衆議院に送付した。 | 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案 | 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 | 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 | 供用開始遅延ダムおよびハツ場ダム等に関する質問主意書(大河原雅子君提出)(第一八六号) | 公的年金制度における既裁定者の年金水準に関する「八割ルール」に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第一八七号) | 定額給付金に係る事務費の縮減とホームレス、ネットカフェ宿泊者に対する支給状況に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一八八号) | 「追い出し屋」被害対策に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第一八九号) | 原爆症認定訴訟に関する質問主意書(加賀谷健君提出)(第一九〇号) | 危機管理の観点からの麻生総理大臣の携帯電話に関する再質問主意書(加賀谷健君提出)(第一九一号) | 軍用地賃貸借契約及び流弾事件に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一九二号) | 米軍基地から排出される廃棄物等に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第一九三号) | 同日内閣から次の報告書を受領した。 | 内閣委員 | 辞任 | 徳永 久志君 | 補欠 | 風間 直樹君 | 総務委員 | 辞任 | 亀井亜紀子君 | 補欠 | 吉川 沙織君 | 外交防衛委員 | 辞任 | 風間 直樹君 | 補欠 | 徳永 久志君 | 財政金融委員 | 辞任 | 水戸 将史君 | 補欠 | 平山 幸司君 | 文教科学委員 | 辞任 | 岸 宏一君 | 補欠 | 西田 昌司君 | 厚生労働委員 | 辞任 | 津田弥太郎君 | 補欠 | 小林 正夫君 | 農林水産委員 | 辞任 | 舟山 康江君 | 補欠 | 藤田 幸久君 | 経済産業委員 | 辞任 | 吉川 沙織君 | 補欠 | 亀井亜紀子君 | 国土交通委員 | 辞任 | 石井 一君 | 補欠 | 米長 晴信君 | 平山 幸司君 | 水戸 将史君 | 決算委員 | 辞任 | 舟山 康江君 | 補欠 | 風間 直樹君 | 議院運営委員 | 辞任 | 風間 直樹君 | 補欠 | 舟山 康江君 | 同日衆議院から次の議案が提出された。 | 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(衆第二二二号) | 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号) | 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆第二四号) | 同日委員長から次の報告書が提出された。 | バイオマス活用推進基本法案(衆第二六号)審査報告書 | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 | ポスト京都議定書の新たな枠組みに関する質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一九五号) | 同日内閣から、左記の者を食品安全委員会に任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 記 | (六月三十日任期満了の見上彪の後任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | (同日任期満了による再任) | 吉川 泰弘 | 小泉 直子 | 長尾 拓 | 廣瀬 雅雄 | 野村 一正 | 畑江 敬子 | 村田 容常 |
|--------|----|--------|----|-------|--------|----|--------|----|--------|-------|--------|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|--------|----|-------|--------|--------|--------|------------------------|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|-------------------------------|------------|---------------------|------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|------|----|--------|----|--------|------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|-------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------|----|-------|----|--------|--------|--------|------|----|--------|----|--------|--------|----|--------|----|--------|--------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|



同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(五月三十一日辞職の吉岡睦子の後任)

中村 晶子

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了による再任)

田邊 昌徳

(九月七日任期満了による再任)

波多野睦夫

(同日任期満了の廣瀬權の後任)

井上 美昭

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了による再任)

伊藤 博元

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月二十日任期満了による再任)

小林 麻理

(二月二十八日任期満了の前田雅英の後任)

森田 朗

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(七月五日任期満了の榊誠の後任) 松田 英三

記

審査報告書

バイオマス活用推進基本法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十一年六月四日

農林水産委員長 平野 達男

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。

二 第二十条第五項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用の推進を図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。

三 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、

1 バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。

2 バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。

右決議する。

バイオマス活用推進基本法案  
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年五月八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

バイオマス活用推進基本法

目次

第一章 総則(第一条―第十九条)

第二章 バイオマス活用推進基本計画等(第二十条―第二十一条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第二十二條―第三十一条)

第二節 地方公共団体の施策(第三十二條)

第四章 バイオマス活用推進会議(第三十三條)

附則

第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物である資源(原油、石油、ガス、可燃性天然ガス及び石炭(以下「化石資源」という。)を除く。)をいう。

2 この法律において「バイオマスの活用」とは、バイオマスを製品の原材料(バイオマスを製品の原材料の原材料その他の間接の原材料として利用する場合における間接の原材料を含む。以下同じ。)として利用すること(農林水産物を食品の原材料として利用することその他の農林水産物を本来の用途に利用することを除く。)又はエネルギー源として利用することをいう。

(総合的、一体的かつ効果的な推進)

第三条 バイオマスの活用の推進は、太陽、大



地、海等の自然の恩恵によつてもたらされる資源をはじめとする枯渇することのない資源の活用を図ることが化石資源の乏しい我が国にとつて経済社会の持続的な発展を実現する上で極めて重要であることにかんがみ、バイオマスを製品の原材料及びエネルギー源として最大限に利用することができるよう、総合的、一体的かつ効果的に行われなければならない。

(地球温暖化の防止に向けた推進)

第四条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの積極的な利用により温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を促進し、人類共通の課題である地球温暖化の防止に資することを旨として行われなければならない。

(循環型社会の形成に向けた推進)

第五条 バイオマスの活用の推進は、廃棄物、副産物等であるバイオマスの利用を促進することにより、廃棄物の発生が抑制され、限りある資源が有効に活用される循環型社会の形成を推進することを旨として行われなければならない。

(産業の発展及び国際競争力の強化への寄与)

第六条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの活用による新たな事業の創出及び就業の機会の増大並びにバイオマスの活用に係る技術の研究開発及びその成果の普及等が図られることにより、産業の発展及び国際競争力の強化に寄与することを旨として行われなければならない。

(農山漁村の活性化等に資する推進)

第七条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの大部分が農林水産物に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであることにかんがみ、農林水産業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化が図られ、これにより我が国の農林水産物の供給能力の維持向上及び農林水産業の多面的な機能の持続的な発揮に資することを旨と

して行われなければならない。

(バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用)

第八条 バイオマスの活用の推進は、まずバイオマスが製品の原材料として利用され、最終的にエネルギー源として利用されるなど、バイオマスの種類ごとの特性に応じて最大限に利用されることを旨として行われなければならない。

(エネルギーの供給源の多様化)

第九条 バイオマスの活用の推進は、エネルギーに関する国際情勢が不安定な要素を有していること等にかんがみ、エネルギーの安定的な供給の確保及び経済性に留意しつつ、バイオマスをエネルギー源として利用することを促進し、エネルギー資源の乏しい我が国におけるエネルギーの供給源の多様化が図られるよう行われなければならない。

(地域の主体的な取組の促進)

第十条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスが小規模に散在し、バイオマスの分布状況をはじめとする自然的経済的社会的諸条件が地域ごとに異なることにかんがみ、各地域による創意工夫を生かした主体的な取組が促進されるよう行われなければならない。

(社会的気運の醸成)

第十一条 バイオマスの活用の推進は、バイオマスの活用が国民の生活に密接に関わっているものであり、国民の理解と協力を得つつ推進されるべきものであることにかんがみ、バイオマスの利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならない。

(食料の安定供給の確保)

第十二条 バイオマスの活用の推進は、食料が人間の生命の維持に欠くことができないものである、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、食料の安定供給の確保に支障を来さないよう行われなければならない。

(環境の保全への配慮)

第十三条 バイオマスの活用の推進は、生活環境の保全、生物の多様性の確保その他の環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第十四条 国は、第三条から前条までに定めるバイオマスの活用の推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、バイオマスの活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第十六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的にバイオマスの活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十七条 国民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、製品の購入に当たってバイオマスを利用した製品を選択すること等によりバイオマスの活用を推進するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するバイオマスの活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第十八条 国は、国、地方公共団体、事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、バイオマスの活用の効果的

な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十九条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 バイオマス活用推進基本計画等

(バイオマス活用推進基本計画の策定等)

第二十条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマスの活用の推進に関する基本的な計画(以下「バイオマス活用推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 バイオマス活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針

二 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標

三 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 政府は、バイオマス活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

4 政府は、適時に、第二項第二号の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化を勘

案し、及び前項の目標の達成状況の調査の結果を踏まえ、少なくとも五年ごとに、バイオマス活用推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

6 第三項の規定は、バイオマス活用推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画の策定等)

第二十一条 都道府県は、バイオマス活用推進基本計画を勘案して、当該都道府県におけるバイオマスの活用に関する計画(以下「都道府県バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、バイオマス活用推進基本計画(都道府県バイオマス活用推進計画が策定されているときは、バイオマス活用推進基本計画及び都道府県バイオマス活用推進計画)を勘案して、当該市町村におけるバイオマスの活用に関する計画(以下「市町村バイオマス活用推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県バイオマス活用推進計画又は市町村バイオマス活用推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### 第一節 国の施策

##### (バイオマスの活用に必要な基盤の整備)

第二十二条 国は、バイオマスの活用の推進を効果的かつ効率的に行うため、バイオマスの生産、収集、流通、利用等の各段階が有機的に連携し、経済性が確保されたシステムを構築することができるよう、各地域に分散して配置され

る小規模かつ効率的な施設の整備その他の必要な基盤の一体的な整備のために必要な施策を講ずるものとする。

(バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等)

第二十三条 国は、バイオマス又はバイオマス製品等(バイオマスを製品の原材料として利用した製品又はエネルギー源として利用したエネルギーをいう。以下同じ。)を供給する事業及びその関連事業の創出及び健全な発展並びに国際競争力の強化を図るため、その事業基盤の強化、バイオマス及びバイオマス製品等の生産及び流通の合理化その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (技術の研究開発及び普及)

第二十四条 国は、効率的かつ効果的なバイオマスの活用のためにはバイオマスの利用に関する技術の研究開発及びその成果の普及を図ることが不可欠であることにかんがみ、未利用のバイオマスの利用に関する技術その他の効率的なバイオマスの利用を確保するための技術の研究開発、バイオマスの利用に関する技術の実用化のための研究開発等の促進、地域の特性に応じたバイオマスの利用に関する技術の研究開発、これらの技術の研究開発の成果の普及事業の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (人材の育成及び確保)

第二十五条 国は、バイオマスの活用に関する専門的知識を有する人材その他のバイオマスの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、バイオマスの活用に関する教育、研究及び普及の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (バイオマス製品等の利用の促進)

第二十六条 国は、バイオマス製品等の適切な利

用の促進に資するため、自らの事務及び事業に関し、バイオマス製品等の利用を推進するとともに、バイオマス製品等に関し、利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、新たな需要の開拓、流通及び販売その他事業活動の円滑化、品質及び安全性の確保並びに製造等に係る経費の低減のための措置、バイオマスの活用により発電した電力の利用の促進のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (民間の団体等の自発的な活動の促進)

第二十七条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行うバイオマスの活用の推進に関する活動が促進されるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (地方公共団体の活動の促進)

第二十八条 国は、地方公共団体による地域に存するバイオマスを地域の実情に即して効果的かつ効率的に活用するための仕組みの構築を促進するとともに、地方公共団体による地域の特性を生かしたバイオマスの活用の推進に関する施策の適切な策定及び実施を確保するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十九条 国は、バイオマスの活用の推進を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、バイオマスの持続可能な利用に関する基準等の作成、バイオマスの活用に関する研究開発の推進等のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力その他の国際協力の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

##### (国の内外の情報の収集等)

第三十条 国は、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的、一体的かつ効果的に行うこと

ができるよう、バイオマスの活用の状況の的確な把握に資するため、バイオマスの活用に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

##### (国民の理解の増進)

第三十一条 国は、国民が広くバイオマスの活用に関する理解と関心を深めることによりバイオマスの活用が促進されるよう、バイオマスの活用に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じて知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第二節 地方公共団体の施策

第三十二条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じたバイオマスの活用の推進に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

#### 第四章 バイオマス活用推進会議

第三十三条 政府は、関係行政機関(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。)相互の調整を行うことにより、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、バイオマス活用推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、バイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

投票者氏名  
国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会  
委員(古川泰弘君)」  
賛成者氏名

愛知 治郎君  
秋元 司君  
有村 治子君  
石井みどり君  
磯崎 陽輔君  
岩城 光英君  
衛藤 晟一君  
岡田 広君  
加治屋義人君  
川口 順子君  
木村 仁君  
岸 信夫君  
小池 正勝君  
佐藤 昭郎君  
佐藤 正久君  
島尻安伊子君  
世耕 弘成君  
田村耕太郎君  
谷川 秀善君  
鶴保 庸介君  
中川 義雄君  
二之湯 智君  
西田 昌司君  
南野知恵子君  
橋本 聖子君  
藤井 孝男君  
牧野たかお君  
松田 岩夫君  
松村 龍二君  
丸川 珠代君  
水落 敏栄君

一〇〇名  
青木 幹雄君  
浅野 勝人君  
石井 準一君  
泉 信也君  
市川 一朗君  
岩永 浩美君  
尾辻 秀久君  
荻原 健司君  
神取 忍君  
河合 常則君  
岸 宏一君  
北川イツセイ君  
小泉 昭男君  
佐藤 信秋君  
椎名 一保君  
鈴木 政二君  
関口 昌一君  
伊達 忠一君  
塚田 一郎君  
中川 雅治君  
中山 恭子君  
西島 英利君  
野村 哲郎君  
長谷川大紋君  
林 芳正君  
古川 俊治君  
舩添 要一君  
松村 祥史君  
松山 政司君  
丸山 和也君  
溝手 顕正君

反対者氏名

森 まさこ君  
山内 俊夫君  
山谷えり子君  
山本 順三君  
吉村剛太郎君  
若林 正俊君  
荒木 清寛君  
浮島とも子君  
風間 昶君  
木庭健太郎君  
白浜 一良君  
西田 実仁君  
浜四津敏子君  
松 あきら君  
山下 栄一君  
山本 博司君  
鰐淵 洋子君  
大江 康弘君  
渡辺 秀央君

矢野 哲朗君  
山田 俊男君  
山本 一太君  
吉田 博美君  
義家 弘介君  
脇 雅史君  
魚住裕一郎君  
加藤 修一君  
草川 昭三君  
澤 雄二君  
谷合 正明君  
浜田 昌良君  
弘友 和夫君  
山口那津男君  
山本 香苗君  
渡辺 孝男君  
荒井 広幸君  
松下 新平君  
山東 昭子君

足立 信也君  
青木 愛君  
家西 悟君  
一川 保夫君  
岩本 司君  
梅村 聡君  
小川 敏夫君  
大石 尚子君  
大河原雅子君  
大久保潔重君  
大塚 耕平君  
加賀谷 健君  
金子 恵美君  
亀井亜紀子君

一二五名  
相原久美子君  
浅尾慶一郎君  
池口 修次君  
犬塚 直史君  
植松恵美子君  
小川 勝也君  
尾立 源幸君  
大石 正光君  
大久保 勉君  
大島九州男君  
岡崎トミ子君  
加藤 敏幸君  
神本美恵子君  
川合 孝典君

川上 義博君  
木俣 佳丈君  
北澤 俊美君  
郡司 彰君  
行田 邦子君  
今野 東君  
佐藤 泰介君  
芝 博一君  
下田 敦子君  
鈴木 寛君  
田中 康夫君  
高嶋 良充君  
武内 則男君  
谷岡 郁子君  
ツギマルティ君  
辻 泰弘君  
徳永 久志君  
富岡由紀夫君  
那谷屋正義君  
直嶋 正行君  
中村 哲治君  
西岡 武夫君  
長谷川憲正君  
林 久美子君  
平田 健二君  
平山 幸司君  
福山 哲郎君  
藤田 幸久君  
藤本 祐司君  
藤原 良信君  
前川 清成君  
増子 輝彦君  
松浦 大悟君  
松野 信夫君  
水戸 将史君

川崎 稔君  
喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君  
小林 正夫君  
興石 東君  
佐藤 公治君  
櫻井 充君  
島田智哉子君  
主濱 了君  
鈴木 陽悦君  
田名部匡省君  
高橋 千秋君  
谷 博之君  
千葉 景子君  
津田弥太郎君  
外山 斎君  
轟木 利治君  
友近 聡朗君  
内藤 正光君  
中谷 智司君  
長浜 博行君  
羽田雄一郎君  
白 眞敷君  
姫井由美子君  
平野 達男君  
広田 一君  
藤末 健三君  
藤谷 光信君  
藤原 正司君  
舟山 康江君  
牧山ひろえ君  
松井 孝治君  
松岡 徹君  
円 より子君  
水岡 俊一君

国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会  
委員(小泉直子君)及び預金保険機構理事(田澄昌  
徳君)」  
賛成者氏名

峰崎 直樹君  
森 ゆうこ君  
築瀬 進君  
柳田 稔君  
山根 隆治君  
吉川 沙織君  
蓮 舫君  
市田 忠義君  
小池 晃君  
仁比 聡平君  
近藤 正道君  
洲上 貞雄君  
山内 徳信君  
川田 龍平君

室井 邦彦君  
森田 高君  
柳澤 光美君  
山下八洲夫君  
横峯 良郎君  
米長 晴信君  
井上 哲士君  
紙 智子君  
大門実紀史君  
山下 芳生君  
福島みずほ君  
又市 征治君  
糸数 慶子君

足立 信也君  
青木 愛君  
家西 悟君  
一川 保夫君  
岩本 司君  
梅村 聡君  
小川 敏夫君  
大石 尚子君  
大河原雅子君  
大久保潔重君  
大塚 耕平君  
加賀谷 健君  
金子 恵美君  
亀井亜紀子君  
川上 義博君  
木俣 佳丈君

二二一名  
相原久美子君  
浅尾慶一郎君  
池口 修次君  
犬塚 直史君  
植松恵美子君  
小川 勝也君  
尾立 源幸君  
大石 正光君  
大久保 勉君  
大島九州男君  
岡崎トミ子君  
加藤 敏幸君  
神本美恵子君  
川合 孝典君  
川崎 稔君  
喜納 昌吉君

|        |           |        |         |        |        |                                                                                                                                                               |
|--------|-----------|--------|---------|--------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北澤 俊美君 | 工藤堅太郎君    | 室井 邦彦君 | 森 ゆうこ君  | 松田 岩夫君 | 松村 祥史君 | 国家公務員等の任命に関する件「食品安全委員会委員(長尾拓君、廣瀬雅雄君、野村一正君、畑江敬子君及び村田容常君)、情報公開・個人情報保護審査会委員(中村晶子君)、預金保険機構理事(波多野睦夫君)、労働保険審査会委員(伊藤博元君)、中央社会保険医療協議会委員(小林麻理君及び森田朗君)及び運輸審議会委員(松田英三君)」 |
| 郡司 彰君  | 小林 正夫君    | 森田 高君  | 築瀬 進君   | 松村 龍二君 | 松山 政司君 | 賛成者氏名                                                                                                                                                         |
| 行田 邦子君 | 興石 東君     | 柳澤 光美君 | 柳田 稔君   | 丸川 珠代君 | 丸山 和也君 | 足立 信也君                                                                                                                                                        |
| 今野 東君  | 佐藤 公治君    | 山下八洲夫君 | 山根 隆治君  | 水落 敏栄君 | 溝手 顕正君 | 青木 愛君                                                                                                                                                         |
| 佐藤 泰介君 | 櫻井 充君     | 横峯 良郎君 | 吉川 沙織君  | 森 まさこ君 | 矢野 哲朗君 | 家西 悟君                                                                                                                                                         |
| 自見庄三郎君 | 芝 博一君     | 米長 晴信君 | 運 舩君    | 山内 俊夫君 | 山田 俊男君 | 一川 保夫君                                                                                                                                                        |
| 島田智哉子君 | 下田 敦子君    | 愛知 治郎君 | 青木 幹雄君  | 山谷えり子君 | 山本 一太君 | 岩本 司君                                                                                                                                                         |
| 主濱 了君  | 鈴木 寛君     | 秋元 司君  | 浅野 勝人君  | 山本 順三君 | 吉田 博美君 | 梅村 聡君                                                                                                                                                         |
| 鈴木 陽悦君 | 田中 康夫君    | 有村 治子君 | 石井 準一君  | 吉村剛太郎君 | 義家 弘介君 | 小川 敏夫君                                                                                                                                                        |
| 田名部匡省君 | 高嶋 良充君    | 石井みどり君 | 泉 信也君   | 若林 正俊君 | 脇 雅史君  | 大石 尚子君                                                                                                                                                        |
| 高橋 千秋君 | 武内 則男君    | 磯崎 陽輔君 | 市川 一朗君  | 荒木 清寛君 | 魚住裕一郎君 | 大河原雅子君                                                                                                                                                        |
| 谷 博之君  | 谷岡 郁子君    | 岩城 光英君 | 岩永 浩美君  | 浮島とも子君 | 加藤 修一君 | 大久保潔重君                                                                                                                                                        |
| 千葉 景子君 | ソルナンマルティ君 | 衛藤 晟一君 | 尾辻 秀久君  | 風間 昶君  | 草川 昭三君 | 大塚 耕平君                                                                                                                                                        |
| 津田弥太郎君 | 辻 泰弘君     | 岡田 広君  | 荻原 健司君  | 木庭健太郎君 | 澤 雄二君  | 加賀谷 健君                                                                                                                                                        |
| 外山 斎君  | 徳永 久志君    | 加治屋義人君 | 神取 忍君   | 白浜 一良君 | 谷合 正明君 | 金子 恵美君                                                                                                                                                        |
| 轟木 利治君 | 富岡由紀夫君    | 川口 順子君 | 河合 常則君  | 西田 実仁君 | 浜田 昌良君 | 亀井亜紀子君                                                                                                                                                        |
| 友近 聡朗君 | 那谷屋正義君    | 木村 仁君  | 岸 宏二君   | 浜四津敏子君 | 弘友 和夫君 | 川上 義博君                                                                                                                                                        |
| 内藤 正光君 | 直嶋 正行君    | 岸 信夫君  | 北川イッセイ君 | 松 あきら君 | 山口那津男君 | 木俣 佳文君                                                                                                                                                        |
| 中谷 智司君 | 中村 哲治君    | 小池 正勝君 | 小泉 昭男君  | 山下 栄一君 | 山本 香苗君 | 北澤 俊美君                                                                                                                                                        |
| 長浜 博行君 | 西岡 武夫君    | 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君  | 山本 博司君 | 渡辺 孝男君 | 郡司 彰君                                                                                                                                                         |
| 羽田雄一郎君 | 長谷川憲正君    | 佐藤 正久君 | 椎名 一保君  | 鰐淵 洋子君 | 近藤 正道君 | 行田 邦子君                                                                                                                                                        |
| 白 眞勲君  | 林 久美子君    | 島尻安伊子君 | 末松 信介君  | 福島みずほ君 | 淵上 貞雄君 | 今野 東君                                                                                                                                                         |
| 姫井由美子君 | 平田 健二君    | 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君  | 又市 征治君 | 山内 徳信君 | 佐藤 泰介君                                                                                                                                                        |
| 平野 達男君 | 平山 幸司君    | 関口 昌一君 | 田村耕太郎君  | 荒井 広幸君 | 大江 康弘君 | 自見庄三郎君                                                                                                                                                        |
| 広田 一君  | 福山 哲郎君    | 伊達 忠一君 | 谷川 秀善君  | 松下 新平君 | 渡辺 秀央君 | 島田智哉子君                                                                                                                                                        |
| 藤末 健三君 | 藤田 幸久君    | 塚田 二郎君 | 鶴保 庸介君  | 糸数 慶子君 | 川田 龍平君 | 主濱 了君                                                                                                                                                         |
| 藤谷 光信君 | 藤本 祐司君    | 中川 雅治君 | 中川 義雄君  | 山東 昭子君 |        | 鈴木 寛君                                                                                                                                                         |
| 藤原 正司君 | 藤原 良信君    | 中村 博彦君 | 中山 恭子君  |        |        | 田中 康夫君                                                                                                                                                        |
| 舟山 康江君 | 前川 清成君    | 二之湯 智君 | 西島 英利君  |        |        |                                                                                                                                                               |
| 牧山ひろえ君 | 増子 輝彦君    | 西田 昌司君 | 野村 哲郎君  |        |        |                                                                                                                                                               |
| 松井 孝治君 | 松浦 大悟君    | 南野知恵子君 | 長谷川大紋君  |        |        |                                                                                                                                                               |
| 松岡 徹君  | 松野 信夫君    | 橋本 聖子君 | 林 芳正君   |        |        |                                                                                                                                                               |
| 円 より子君 | 水戸 将史君    | 藤井 孝男君 | 古川 俊治君  |        |        |                                                                                                                                                               |
| 水岡 俊一君 | 峰崎 直樹君    | 牧野たかお君 | 舩添 要一君  |        |        |                                                                                                                                                               |

反対者氏名

井上 哲士君  
紙 智子君  
大門実紀史君  
山下 芳生君

市田 忠義君  
小池 晃君  
仁比 聡平君

七名

賛成者氏名

二二八名

足立 信也君  
相原久美子君  
青木 愛君  
浅尾慶一郎君  
家西 悟君  
池口 修次君  
一川 保夫君  
犬塚 直史君  
岩本 司君  
植松恵美子君  
梅村 聡君  
小川 勝也君  
小川 敏夫君  
尾立 源幸君  
大石 尚子君  
大石 正光君  
大河原雅子君  
大久保 勉君  
大久保潔重君  
岡崎トミ子君  
大塚 耕平君  
加賀谷 健君  
加藤 敏幸君  
金子 恵美君  
神本美恵子君  
亀井亜紀子君  
川合 孝典君  
川崎 稔君  
喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君  
小林 正夫君  
奥石 東君  
佐藤 公治君  
櫻井 充君  
芝 博一君  
下田 敦子君  
榛葉賀津也君  
鈴木 陽悦君  
田名部匡省君

|              |        |
|--------------|--------|
| 高嶋 良充君       | 高橋 千秋君 |
| 武内 則男君       | 谷 博之君  |
| 谷岡 郁子君       | 千葉 景子君 |
| シムズ・アレキサンダー君 | 津田弥太郎君 |
| 辻 泰弘君        | 外山 齋君  |
| 徳永 久志君       | 轟木 利治君 |
| 富岡由紀夫君       | 友近 聡朗君 |
| 那谷屋正義君       | 内藤 正光君 |
| 直嶋 正行君       | 中谷 智司君 |
| 中村 哲治君       | 長浜 博行君 |
| 西岡 武夫君       | 羽田雄一郎君 |
| 長谷川憲正君       | 白 眞勲君  |
| 林 久美子君       | 姫井由美子君 |
| 平田 健二君       | 平野 達男君 |
| 平山 幸司君       | 広田 一君  |
| 福山 哲郎君       | 藤末 健三君 |
| 藤田 幸久君       | 藤谷 光信君 |
| 藤本 祐司君       | 藤原 正司君 |
| 藤原 良信君       | 舟山 康江君 |
| 前川 清成君       | 牧山ひろえ君 |
| 増子 輝彦君       | 松井 孝治君 |
| 松浦 大悟君       | 松岡 徹君  |
| 松野 信夫君       | 円 より子君 |
| 水戸 将史君       | 水岡 俊一君 |
| 峰崎 直樹君       | 室井 邦彦君 |
| 森 ゆうこ君       | 森田 高君  |
| 築瀬 進君        | 柳澤 光美君 |
| 柳田 稔君        | 山下八洲夫君 |
| 山根 隆治君       | 横峯 良郎君 |
| 吉川 沙織君       | 米長 晴信君 |
| 蓮 舩君         | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君       | 秋元 司君  |
| 浅野 勝人君       | 有村 治子君 |
| 石井 準一君       | 石井みどり君 |
| 泉 信也君        | 磯崎 陽輔君 |

|         |        |
|---------|--------|
| 市川 一朗君  | 岩城 光英君 |
| 岩永 浩美君  | 衛藤 晟一君 |
| 尾辻 秀久君  | 岡田 広君  |
| 荻原 健司君  | 加治屋義人君 |
| 神取 忍君   | 川口 順子君 |
| 河合 常則君  | 木村 仁君  |
| 岸 宏一君   | 岸 信夫君  |
| 北川イツセイ君 | 小池 正勝君 |
| 小泉 昭男君  | 佐藤 昭郎君 |
| 佐藤 信秋君  | 佐藤 正久君 |
| 椎名 一保君  | 島尻安伊子君 |
| 末松 信介君  | 鈴木 政二君 |
| 世耕 弘成君  | 関口 昌一君 |
| 田村耕太郎君  | 伊達 忠一君 |
| 谷川 秀善君  | 塚田 一郎君 |
| 鶴保 庸介君  | 中川 雅治君 |
| 中川 義雄君  | 中村 博彦君 |
| 中山 恭子君  | 二之湯 智君 |
| 西島 英利君  | 西田 昌司君 |
| 野村 哲郎君  | 南野知恵子君 |
| 長谷川大紋君  | 橋本 聖子君 |
| 林 芳正君   | 藤井 孝男君 |
| 古川 俊治君  | 牧野たかお君 |
| 舩添 要一君  | 松田 岩夫君 |
| 松村 祥史君  | 松村 龍二君 |
| 松山 政司君  | 丸川 珠代君 |
| 丸山 和也君  | 水落 敏栄君 |
| 溝手 顕正君  | 森 まさこ君 |
| 矢野 哲朗君  | 山内 俊夫君 |
| 山田 俊男君  | 山谷えり子君 |
| 山本 一太君  | 山本 順三君 |
| 吉田 博美君  | 吉村剛太郎君 |
| 義家 弘介君  | 若林 正俊君 |
| 脇 雅史君   | 荒木 清寛君 |
| 魚住裕一郎君  | 浮島とも子君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 加藤 修一君 | 風間 昶君  |
| 草川 昭三君 | 木庭健太郎君 |
| 澤 雄二君  | 白浜 一良君 |
| 谷合 正明君 | 西田 実仁君 |
| 浜田 昌良君 | 浜四津敏子君 |
| 弘友 和夫君 | 松 あきら君 |
| 山口那津男君 | 山下 栄一君 |
| 山本 香苗君 | 山本 博司君 |
| 鰐淵 洋子君 | 井上 哲士君 |
| 市田 忠義君 | 紙 智子君  |
| 小池 晃君  | 大門実紀史君 |
| 仁比 聡平君 | 山下 芳生君 |
| 近藤 正道君 | 福島みずほ君 |
| 淵上 貞雄君 | 又市 征治君 |
| 山内 徳信君 | 荒井 広幸君 |
| 大江 康弘君 | 松下 新平君 |
| 渡辺 秀央君 | 糸数 慶子君 |
| 川田 龍平君 | 山東 昭子君 |

反対者氏名

○名

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事(井上美昭君)」

賛成者氏名

二三四名

|        |        |
|--------|--------|
| 足立 信也君 | 相原久美子君 |
| 青木 愛君  | 浅尾慶一郎君 |
| 家西 悟君  | 池口 修次君 |
| 一川 保夫君 | 犬塚 直史君 |
| 岩本 司君  | 植松恵美子君 |
| 梅村 聡君  | 小川 勝也君 |
| 小川 敏夫君 | 尾立 源幸君 |
| 大石 尚子君 | 大石 正光君 |
| 大河原雅子君 | 大久保 勉君 |
| 大久保潔重君 | 大島九州男君 |
| 大塚 耕平君 | 岡崎トミ子君 |

|              |        |
|--------------|--------|
| 加賀谷 健君       | 加藤 敏幸君 |
| 金子 恵美君       | 神本美恵子君 |
| 亀井亜紀子君       | 川合 孝典君 |
| 川上 義博君       | 川崎 稔君  |
| 木俣 佳丈君       | 喜納 昌吉君 |
| 北澤 俊美君       | 工藤堅太郎君 |
| 郡司 彰君        | 小林 正夫君 |
| 行田 邦子君       | 輿石 東君  |
| 今野 東君        | 佐藤 公治君 |
| 佐藤 泰介君       | 櫻井 充君  |
| 自見庄三郎君       | 芝 博一君  |
| 島田智哉子君       | 下田 敦子君 |
| 主濱 了君        | 榎葉賀津也君 |
| 鈴木 寛君        | 鈴木 陽悦君 |
| 田中 康夫君       | 田名部匡省君 |
| 高嶋 良充君       | 高橋 千秋君 |
| 武内 則男君       | 谷 博之君  |
| 谷岡 郁子君       | 千葉 景子君 |
| シムズ・アレキサンダー君 | 津田弥太郎君 |
| 辻 泰弘君        | 外山 齋君  |
| 徳永 久志君       | 轟木 利治君 |
| 富岡由紀夫君       | 友近 聡朗君 |
| 那谷屋正義君       | 内藤 正光君 |
| 直嶋 正行君       | 中谷 智司君 |
| 中村 哲治君       | 長浜 博行君 |
| 西岡 武夫君       | 羽田雄一郎君 |
| 長谷川憲正君       | 白 眞勲君  |
| 林 久美子君       | 姫井由美子君 |
| 平田 健二君       | 平野 達男君 |
| 平山 幸司君       | 広田 一君  |
| 福山 哲郎君       | 藤末 健三君 |
| 藤田 幸久君       | 藤谷 光信君 |
| 藤本 祐司君       | 藤原 正司君 |
| 藤原 良信君       | 舟山 康江君 |
| 前川 清成君       | 牧山ひろえ君 |



|        |         |
|--------|---------|
| 岸 信夫君  | 北川イツセイ君 |
| 小池 正勝君 | 小泉 昭男君  |
| 佐藤 昭郎君 | 佐藤 信秋君  |
| 佐藤 正久君 | 椎名 一保君  |
| 島尻安伊子君 | 末松 信介君  |
| 鈴木 政二君 | 世耕 弘成君  |
| 関口 昌一君 | 田村耕太郎君  |
| 伊達 忠一君 | 谷川 秀善君  |
| 塚田 一郎君 | 鶴保 庸介君  |
| 中川 雅治君 | 中川 義雄君  |
| 中村 博彦君 | 中山 恭子君  |
| 二之湯 智君 | 西島 英利君  |
| 西田 昌司君 | 野村 哲郎君  |
| 南野知恵子君 | 橋本 聖子君  |
| 林 芳正君  | 藤井 孝男君  |
| 古川 俊治君 | 牧野たかお君  |
| 舛添 要一君 | 松田 岩夫君  |
| 松村 祥史君 | 松村 龍二君  |
| 松山 政司君 | 丸川 珠代君  |
| 丸山 和也君 | 水落 敏栄君  |
| 溝手 顕正君 | 森 まさこ君  |
| 矢野 哲朗君 | 山内 俊夫君  |
| 山崎 正昭君 | 山田 俊男君  |
| 山谷えり子君 | 山本 一太君  |
| 山本 順三君 | 吉田 博美君  |
| 吉村剛太郎君 | 義家 弘介君  |
| 若林 正俊君 | 脇 雅史君   |
| 荒木 清寛君 | 魚住裕一郎君  |
| 浮島とも子君 | 加藤 修一君  |
| 風間 昶君  | 草川 昭三君  |
| 木庭健太郎君 | 澤 雄二君   |
| 白浜 一良君 | 谷合 正明君  |
| 浜田 昌良君 | 浜四津敏子君  |
| 弘友 和夫君 | 松 あきら君  |
| 山口那津男君 | 山下 栄一君  |

反対者氏名

○名

|        |        |
|--------|--------|
| 山本 香苗君 | 山本 博司君 |
| 渡辺 孝男君 | 鰐淵 洋子君 |
| 井上 哲士君 | 市田 忠義君 |
| 紙 智子君  | 小池 晃君  |
| 大門実紀史君 | 仁比 聡平君 |
| 山下 芳生君 | 近藤 正道君 |
| 福島みずほ君 | 淵上 貞雄君 |
| 又市 征治君 | 山内 徳信君 |
| 荒井 広幸君 | 大江 康弘君 |
| 松下 新平君 | 渡辺 秀央君 |
| 糸数 慶子君 | 川田 龍平君 |
| 山東 昭子君 |        |



明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                                                 |              |
|-------------------------------------------------|--------------|
| 発行所                                             |              |
| 〒一〇五―八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目<br>二番四号<br>独立行政法人国立印刷局 |              |
| 電 話                                             |              |
| 03<br>(3587)<br>4294                            |              |
| 定 価                                             |              |
| （本体）                                            | 本号一部<br>一〇五円 |